

No 346

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	3R推進事業	開始年度	平成 18 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所ごみ減量推進係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	① 区民・事業者との協働によるごみの減量		

事業概要

事業の目的	環境に配慮した持続可能な社会の実現にあたっては、3R（ごみの発生抑制（リデュース）、資源の再利用（リユース）、再生利用（リサイクル））を区民・事業者・区が協働・連携しながら進めることが重要で、3Rの意識の醸成に向けた普及・啓発活動を行うことにより、限りある資源の循環の輪を途切れさせない循環型社会を目指します。
事業の対象	区民（在住・在勤・在学）及び区内事業者
事業の概要	<p>港区一般廃棄物処理基本計画では、循環型社会の形成のための主な手段として3Rを位置づけており、区民・事業者・区の三者が協働・連携して3R（リデュース「発生抑制」・リユース「再使用」・リサイクル「再生利用」）を進めていくための具体的な方法を検討する手段として、平成18年に「港区3R推進行動会議」を設置しました。この3R推進行動会議において港区一般廃棄物処理基本計画に掲げるごみ量の削減目標を実現するために「港区3R推進行動計画」を定め、その計画に基づき3Rを広めるための普及・啓発事業を企画し、実施しています。</p> <p>【3R推進事業（年間実施回数）】</p> <p>3R推進行動会議（4回）、3R実践会議（2回）、区民向け学習会（11回）、3Rキャンペーン（4回）、全体会（1回）なお、当該事業に係る主な経費は、3R推進事業に関する運営支援業務委託と3R推進行動会議の委員報酬、区民向け学習会等の講師謝礼となっています。</p>
根拠法令等	「3R推進行動会議」設置要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	限りある資源を有効に活用する循環型社会の形成のためには区民・事業者・区民の三者が協働連携して3Rを推進していくことが重要で、平成18年に開始されました。その後、エコライフ・フェアMINATOなどのイベントへの出展や、その他再生可能紙の名称設定、食品ロス削減事業の立ち上げ等、3R事業を推進してまいりました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 区内人口の増加に伴う廃棄物量の増加や廃棄物を取り巻く種々の問題に対応するためには、さらなる3Rの推進が必要であるため、事業の継続は必要です。また、直近では食品ロス削減推進法が制定されたことも受け、今後も区民・事業者と協働して3R事業を推進してまいります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	資源化率			指標2	区民向け学習会受講者			指標3	事業者向けセミナーの受講者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	33.60%	29.50%	87.80%	平成29年度	260	209	80.4%	平成29年度	100	16	16.0%
平成30年度	35.60%	27.50%	77.25%	平成30年度	260	146	56.2%	平成30年度	100	127	127.0%	
令和元年度	37.80%	—	—	令和元年度	260	—	—	令和元年度	0	—	—	
指標から見た事業の成果	区民向け学習会は例年一定数の受講者を受け付けています。また、実施の都度改善をし、効果を高めています。なお、指標3「事業者向けセミナーの受講者数」について、平成29年度実施時は参加者が少なかったため、事業内容を見直し、平成30年度は許可指導係が実施している事業者向け施設見学会との合同での実施に変更したことにより、達成率を大幅に改善することができました。											
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い					
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 親子向けや高齢者施設利用者など、ターゲットを絞ることにより効果的に実施しています。また、タイムリーなテーマについて情報提供することで事業者のニーズも汲めるよう実施しています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
	平成29年度	7,682	100%	7,682	0	0	0	0	0	7,682	6,487
平成30年度	7,874	100%	7,874	0	0	0	0	0	7,254	7,244	100%
令和元年度	8,426	100%	8,426	0	0	0	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	区内人口の増加によるごみ量の増加や廃棄物を取り巻く状況の変化への対応、また、最終処分場の延命のためにも3R推進の必要性は高まっています。										
評価	A 高い			B どちらともいえない			C 低い				
③事業の効率性	◎										
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 3R推進事業の運営支援を委託しているため、企画に注力することができます。また、3R推進行動会議の委員には区民や事業者も含まれるため、それらの意見を会議の場において直接得ることができ、事業に反映することが可能です。										

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	区民や事業者には3Rについて広く周知するため、そして、ごみの減量・資源化に向けた日常的な行動や意識の改革のために、普及啓発は欠かすことができません。学習会や各種事業の実施にあたっては、3R推進行動会議の意見を聞きながら企画しています。講座内容に応じて平日以外の開催や参加しやすい時間帯での設定、短期大学やいきいきプラザとの連携事業など、工夫をしながら事業を実施しています。 また、最近では「食品ロス削減」についても3Rのうちの「リデュース」の取り組みの中で注目されています。今後の3R推進事業は、新たな課題を取り入れつつ、区民団体・事業者・学生等と連携しながら、継続していきます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

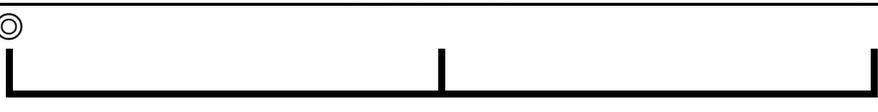
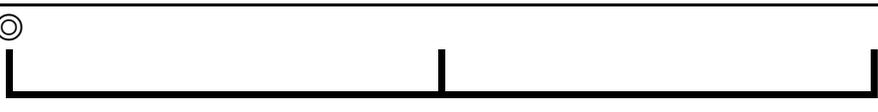
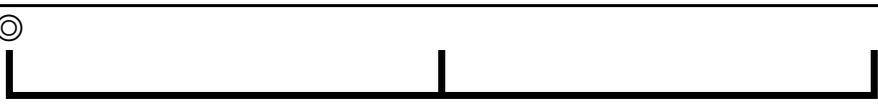
評価対象

事務事業名	容器包装リサイクル	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長	
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる	
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める	
施策名	② 限りある資源の循環利用	

事業概要

事業の目的	茶色及び透明以外の「その他の色」のびんを資源として回収し、ごみの減量及び循環型社会の形成を推進します。また、埋め立て処分量の削減により最終処分場の延命化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者から排出される容器包装のうち、「その他の色のガラスびん」が対象です。
事業の概要	びんは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理施設である港資源化センターへ搬入し、茶色・透明・その他の色に選別しています。茶色・透明のびんは、民間事業者に売却していますが、その他の色のびんについては、買い取る事業者が存在しないため、国が指定した公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、指定法人）に引渡して、再商品化を委託しています。再商品化に要する経費のうち、区は国が定めた市町村負担比率に基づき、11%を負担しています（前年3年度分の市町村負担分は、「事業費から見た事業の状況」に記載しています）。
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成12年4月に東京都から移管されました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎ 		
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎ 		
①事業継続の必要性	◎ 		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 現行の法令（容器包装リサイクル法）では、回収は区の役割と定められていることから、引き続き区が資源として回収します。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	その他の色のガラスびん引渡量 (t)			指標2				指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	1,838	1,695	92.2%	平成29年度				平成29年度			
	平成30年度	1,692	1,674	98.9%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	1,730	—	—	令和元年度		—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	適切な処理を行うことで、ごみの減量と資源の有効利用が図られています。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性	◎											
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 容器包装廃棄物は、指定法人によって適切な方法で再商品化されており、ごみの減量、資源の循環利用推進に寄与しています。											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)												決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
													平成29年度
平成30年度	1,694	100%	1,694	0	0	0	0	0	1,694	1,676	99%		
令和元年度	2,407	100%	2,407	0	0	0	—	—	—	—	—		
事業費から見た事業の状況	平成28年度 市町村負担分の比率 8%、再商品化実施委託単価 9.7円 平成29年度 市町村負担分の比率 9%、再商品化実施委託単価 9.9円 平成30年度 市町村負担分の比率 9%、再商品化実施委託単価 10.3円 引渡量のほか、国が定める負担比率及び単価の増減が事業費に影響します。												
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い			
③事業の効率性	◎												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 多くの自治体が指定法人に引渡すことにより、再商品化に向けて効率的で無駄のない処理が行われています。												

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見

総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

道路の舗装材に使用する等、指定法人に引き渡さず、区が独自に全てを再商品化を民間事業者にも委託することも可能ですが、再商品化に要する経費において区の負担割合が少ないことや、国内で安定的に資源として循環利用されているため、現状では最も効率的な手法です。

評価対象

事務事業名	ペットボトル回収	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要

事業の目的	ペットボトルを資源として回収し、ごみの減量及び循環型社会の形成を推進します。また、埋め立て処分量の削減により最終処分場の延命化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者が対象です。
事業の概要	ペットボトルは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理施設である港資源化センターへ搬入します。圧縮・梱包後は、民間事業者に引き渡し、再資源化・再商品化されます。
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	<p>平成9年度に東京都が開始し、清掃事業が特別区へ移管された後も継続して実施してきたペットボトルの店頭回収（東京ルールⅢ）は、平成20年度には全ての区で集積所回収を実施したことにより、店頭における回収量が大幅に低下（集積所回収が定着）したことから、平成27年2月末日（店舗からの回収は経過措置により3月末日まで）で廃止しました。</p> <p>また、平成14年度から町会・自治会を中心にモデル事業を行い、平成18年度から主に大規模マンションや総合支所等で実施していた拠点回収についても、平成27年度の収集体制の見直しに合わせてペットボトルの回収の効率化について検討した結果、平成26年度3月末日で廃止しました。</p>		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）	◎	
	今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか） 容器包装リサイクル法では、「分別排出」を消費者が、「分別収集」を区市町村が、「リサイクル」を事業者が担うこととなっています。このため、家庭から排出されるペットボトルの分別収集は区の役割です。</p>		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	ペットボトル回収総重量 (t)			指標2	回収車延べ台数 (台)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	1,153	1,156	100.3%	平成29年度	1,570	1,550	98.7%	平成29年度			
	平成30年度	1,194	1,217	101.9%	平成30年度	1,560	1,540	98.7%	平成30年度			
	令和元年度	1,235	—	—	令和元年度	1,565	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	<p>回収したペットボトルは、港資源化センターで中間処理（選別・圧縮・梱包）し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会の入札によって決定した事業者引き渡しています。引渡し量に応じた金額が同協会から支払われ区の収入になります。</p> <p>回収したペットボトルの売却代金（売却単価は入札により決定するため、市場価格により大きく異なることがあります。）は以下のとおりです（直近3年度）。</p> <p>平成28年度 28,988,513円 平成29年度 44,418,163円 平成30年度 47,102,029円</p>											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	<p>（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 回収方法を効率的に行うことにより、コストの削減を図っています。また、事業者引き渡したペットボトルは再商品化され、資源として有効利用されています。</p>											

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳 (千円)											決算状況 (千円)	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成30年度	98,295	100%	98,295	0	0	0	0	0	98,295	96,935	99%	
令和元年度	100,486	100%	100,486	0	0	0	—	—	—	—	—	
事業費から見た事業の状況	今後の事業費は大幅な増減はなく、現状維持の見込みです。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	<p>（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 平成26年度で店頭回収を終了したことや、回収ルートの見直しにより、平成27年度には回収車両を3台減車して、コストの削減を図りました。 また回収量の増加する時期には、対策車両を雇い上げることで効率的な収集を実施しています。</p>											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	<p>容器包装リサイクル法では、容器包装の分別回収は区市町村の役割と定められているため、引き続き区が回収する必要があります。</p> <p>また、ペットボトルは、世界的に問題となっている海洋に流出するプラスチックごみに含まれている割合も高いことから、区が適正な処理を区民や事業者へ啓発することも重要です。</p> <p>なお、区が回収したペットボトルは、全て国内で再商品化されています。</p>
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	資源プラスチック回収	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要	
事業の目的	プラスチックを資源として回収し、ごみの減量及び循環型社会・低炭素社会の形成を推進します。また、埋め立て処分量の削減により最終処分場の延命化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者が対象です。
事業の概要	プラスチックは、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収し、中間処理施設である港資源化センターへ搬入します。圧縮・梱包後は、容器包装プラスチックは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会に、容器包装プラスチックの一部及びそれ以外のプラスチックは民間事業者を引き渡し、再資源化・再商品化されます。
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成19年10月から区内の一部の地域において、不燃ごみとして回収していたプラスチックを資源として回収を開始しました。平成20年10月から区内全域において、全国に先駆けて全てのプラスチック（容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチック）を資源として回収しリサイクルしています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 容器包装以外のプラスチック製品については、容器包装リサイクル法に定める製造や販売に携わる事業者の経費負担も無いことから、23区では清掃工場焼却して熱回収を行うサーマルリサイクルを行う区が多い(23区中21区)のが現状ですが、本区では地球温暖化の防止を推進するため、アンモニアやドライアイス等に再商品化(ケミカルリサイクル)しています。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	回収総重量 (t)			指標2	回収車延べ台数 (台)			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成29年度	2,868	2,527	88.1%	平成29年度	3,432	3,410	99.4%	平成29年度			
	平成30年度	2,970	2,611	87.9%	平成30年度	3,410	3,388	99.4%	平成30年度			
	令和元年度	3,072	—	—	令和元年度	3,421	—	—	令和元年度		—	—
指標から見た事業の成果	リサイクル量 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会 民間事業者 平成28年度 容器包装プラスチック 1,589.86 t 左記以外のプラスチック 516.44 t 平成29年度 容器包装プラスチック 1,598.38 t 左記以外のプラスチック 534.26 t 平成30年度 容器包装プラスチック 1,423.44 t 左記以外のプラスチック 629.28 t											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
②事業の効果性												
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) リサイクルされたプラスチックは国内で循環利用されており、資源の有効活用を果たしています。また、全てのプラスチックを焼却した場合に比べ、二酸化炭素排出量を80%程度低減できています。											

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳 (千円)								決算状況 (千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	209,936	86%	179,935	0	0	30,001	0	0	209,936	208,457	99%
	平成30年度	211,292	86%	181,292	0	0	30,000	5,314	0	216,606	214,752	99%
	令和元年度	217,026	89%	194,026	0	0	23,000	—	—	—	—	—
事業費から見た事業の状況	今後の事業費は大幅な増減はなく、現状維持の見込みです。											
評価	A 高い			B どちらともいえない						C 低い		
③事業の効率性												
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 平成23年度までは、大田区と足立区の民間処理施設に運搬して中間処理を行っていましたが、平成24年度から港資源化センターに設備を設置して処理を行っています。これにより回収車両1日あたりの作業回数が2回から3回に増え、車両台数も6台減車するなど、業務の効率化を図っています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	平成20年度から全国に先駆けてすべてのプラスチックを資源として回収し、再資源化・再商品化しています。 また、自区内で中間処理を行うことで回収車両を減らす等の効率化に努め、コスト削減も実現しています。 なお、平成30年度に実施した「港区ごみ排出実態調査」では、区が収集する可燃ごみには16.8%ものプラスチックが含まれていることから、今後も分別排出の徹底を区民に呼び掛け、資源化率向上を図りながら、ごみの減量と資源化を推進していきます。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

No 350

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	資源回収	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	② 限りある資源の循環利用		

事業概要

事業の目的	古紙・びん・缶を資源として回収し、ごみの減量及び循環型社会の形成を推進します。また、埋め立て処分量の削減により最終処分場の延命化を図ります。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者が対象です。
事業の概要	古紙（新聞、雑誌、段ボール等）や飲料用のびん・缶は、週1回、地域毎に決められた曜日に委託事業者が、資源・ごみ集積所から回収します。古紙は、区内民間古紙問屋へ搬入・売却し、びん・缶は、中間処理施設である港資源化センターへ搬入します。選別・圧縮後は、民間事業者に引き渡し、再資源化・再商品化されます。 古紙等の資源については、第三者が持ち去る事例が依然として見受けられることから、回収日の午前6時から午前10時まで民間事業者による資源持ち去り防止パトロールを実施しています。
根拠法令等	容器包装リサイクル法、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	平成11年度から東京都が事業を開始し、平成12年4月に移管されました。		
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の着眼点	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎	
	今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎	
①事業継続の必要性	◎		
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) ごみの減量と資源の循環利用を推進するため、法令等に基づき、区の責任において再資源が可能な物を分別回収する必要があります。		

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	古紙回収総重量 (t)			指標2	びん・缶回収総重量 (t)			指標3	回収車延べ台数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	8,073	7,082	87.7%	平成29年度	4,728	4,286	90.7%	平成29年度	7,872	7,814	99.3%
	平成30年度	8,360	6,874	82.2%	平成30年度	4,896	4,219	86.2%	平成30年度	7,822	7,781	99.5%
	令和元年度	8,647	—	—	令和元年度	5,064	—	—	令和元年度	7,847	—	—

指標から見た事業の成果
 回収した古紙は、区内民間古紙問屋に売却しています。また、びん・缶については港資源化センターで中間処理を行った上で売却しています。売却額は、市場変動の影響を受けます。
 回収した資源の売却金
 平成29年度 123,208千円
 平成30年度 113,011千円

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 区の中継施設を有効に活用しながら、ごみの減量と資源の循環利用を図り、埋立処分場の延命化等を推進していく必要があります。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳 (千円)								決算状況 (千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	431,647	74%	319,230	0	0	112,417	0	0	431,647	429,818	100%
	平成30年度	437,499	72%	317,016	0	0	120,483	0	0	437,499	434,462	99%
	令和元年度	455,834	74%	335,085	0	0	120,749	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 麻布地域や青山・赤坂地域の狭小路地で回収した資源については、みなとリサイクル清掃事務所作業連絡所で軽小型貨物車から大型の車両に積替え、より少ない車両台数で回収できるよう効率化を図っています。一方で人件費の高騰など、資源回収に要する委託経費は、増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 資源・ごみ集積所から回収からする資源は、中間処理に至るまで、全ての業務を民間事業者へ委託し、コストの削減を図っています。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見
 総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。
 ・「拡充」：レベルアップ
 ・「継続」：現状維持
 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む)
 ・「統合」：他事業と統合

再資源化が可能な廃棄物を分別回収し、再資源化をすることは、循環型社会を形成していくうえで大変重要です。今後も区民の主体的な取組である集団回収団体への支援に努めながら、区による回収についても継続して実施します。

評価対象			
事務事業名	廃棄物処理手数料	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要	
事業の目的	区が収集する事業系一般廃棄物及び家庭から排出される粗大ごみや臨時ごみ等の処理に要する経費を廃棄物処理手数料として徴収することにより、ごみ量に応じた受益者負担の公平性を確保するとともに、ごみの排出抑制や再利用、資源化を促進します。
事業の対象	①少量排出事業者から区が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、資源等 ②家庭から出される粗大ごみ、多量ごみ、臨時ごみ（ただし生活保護世帯等は条例により手数料を免除または減額しています。）
事業の概要	事業系一般廃棄物及び粗大ごみ等に係る廃棄物処理手数料を「有料ごみ処理券」により徴収します。 「有料ごみ処理券」は、区有施設や区内のコンビニエンスストア等で販売しています。 少量排出事業者は、排出するごみ袋の容量に応じた10ℓ、20ℓ、45ℓ、70ℓの「事業系有料ごみ処理券」を購入して貼付の上、決められた曜日に集積所に排出します。 家庭から出される粗大ごみについては、排出する品目ごとに区規則で定めた手数料と同額分の「有料粗大ごみ処理券」を200円券と300円券との組み合わせで購入の上、貼付して区が指定する日に玄関前等に排出、または芝浦清掃作業所へ直接持ち込みます。また、多量ごみ（1日あたり10kgを超える量のごみを排出する場合）、臨時ごみ（地域ごとに決められた収集曜日以外にごみを排出する場合）についても別途手数料を徴収します。
根拠法令等	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び同規則 港区有料粗大ごみ処理券及び有料ごみ処理券取扱所の設置に関する要綱

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	粗大ごみについては、東京都から清掃事業が特別区へ移管される前の平成3年7月より、事業系ごみについては、平成8年12月より手数料の徴収を開始しました。 事業系一般廃棄物の手数料は、23区で統一の額としており、その見直しは特別区清掃リサイクル主管課長会に廃棄物処理手数料検討分科会を設置して検討しています。平成12年度に特別区に清掃事業が移管されて以降、平成20年度、平成25年度、平成29年度に手数料額の改定を実施しています。								
評価	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>A 高い</td> <td>B どちらともいえない</td> <td>C 低い</td> </tr> </table>		A 高い	B どちらともいえない	C 低い				
	A 高い	B どちらともいえない	C 低い						
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項では「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めており、区が事業者の一般廃棄物の収集を行う場合には、受益者負担の原則に基づき手数料を徴収することが適切です。 また、粗大ごみや臨時ごみ等についても、受益者負担による公平性の確保とごみの減量化を図るために今後も手数料を徴収することが必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	有料ごみ処理券販売枚数（粗大）			指標2	有料ごみ処理券販売枚数（事業系）			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	610,000	499,140	81.8%	平成29年度	1,396,050	1,305,895	93.5%	平成29年度			
平成30年度	650,000	655,526	100.9%	平成30年度	1,300,000	1,217,330	93.6%	平成30年度				
令和元年度	744,000	—	—	令和元年度	1,287,000	—	—	令和元年度		—	—	

指標から見た事業の成果
 人口の増加等により家庭から排出される粗大ごみ量は年々増加しており、有料ごみ処理券の販売も増加傾向にあります。事業系一般廃棄物については、民間収集業者への移行をお願いしており、販売実績は減少傾向にあります。
 なお、必要なごみ処理券が貼付されていないごみが排出されたときは、収集は行わず、警告用のシールを貼付して改めての排出をお願いする等、負担の公平の確保に取り組んでいます。
 ごみ処理券販売金額：粗大 148,181,200円 事業系 300,486,140円

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 廃棄物処理手数料として徴収することにより、物を大切にする等、廃棄物の発生抑制・再利用・資源化を促進し、ごみ量の排出に対する負担を公平にしています。		

③事業の効率性に係る評価

予算状況の内訳（千円）											決算状況（千円）	
事業費の状況	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	44,228	100%	44,228	0	0	0	-1,114	0	43,114	37,851	88%
平成30年度	33,139	100%	33,139	0	0	0	0	0	33,139	31,264	94%	
令和元年度	36,556	100%	36,556	0	0	0	—	—	—	—	—	

事業費から見た事業の状況
 平成29年度は10月に手数料の改定を実施したため、報告書等の印刷や旧券となる現行の事業系有料ごみ処理券の回収及び還付等が見込まれることから予算額が増えています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 東京23区のスケールメリットを活かし、事業コストの削減と事務の効率化に取り組んでいます。		

**【ステップ3】
総合評価**

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	区では廃棄物の発生抑制に向けて様々な取り組みを進めていきますが、今後も粗大ごみや少量排出事業者の廃棄物については、区が収集する必要があることから評価は「継続」としました。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------

No 352

令和元年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	可燃ごみ・不燃ごみ収集	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適正で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要

事業の目的	可燃ごみ及び不燃ごみを適切に収集、運搬して生活環境の保全を図るとともに、不燃ごみに含まれる金属等の再資源化を図り、ごみの減量と資源の循環利用を推進します。
事業の対象	区民（在住者）及び区内小規模（少量排出）事業者
事業の概要	<p>【可燃ごみ収集】週2回（新橋の一部及び六本木の一部地域は週3回）地域毎に決められた曜日に、資源・ごみ集積所から収集しています。収集した可燃ごみは、港清掃工場に搬入しています。なお、台場地域は管路収集（集合住宅等に設置した利用者設備に貯留した可燃ごみを輸送管内において空気の力で自動的に収集し、清掃工場まで運ぶもの）により有明清掃工場に運んでいます。</p> <p>【不燃ごみ収集】月2回（新橋の一部、六本木の一部及び台場地域は週1回）地域毎に決められた曜日に、資源・ごみ集積所から収集しています。収集した不燃ごみは、芝浦清掃作業所に搬入し、中間処理（有用金属や蛍光灯の回収、スプレー缶などのガスの除去）を行い、大型車両に積み替えて京浜島不燃ごみ処理センター等に搬入します。</p> <p>【ふれあい収集】ごみの排出指導、高齢者世帯等を対象とした戸別訪問収集・粗大ごみの運び出し、事業系ごみの自己処理の原則に基づく民間事業者へ収集を委託するよう働きかけ等を行っています。</p>
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価

開始当時の背景・これまでの経緯	昭和21年2月 東京清掃協力会設立 昭和24年3月 東京都清掃事業部となる 昭和31年12月 東京都清掃局となる 平成12年4月 清掃事業が東京都から区に移管して今に至る。								
評価	A 高い B どちらともいえない C 低い								
評価の着眼点	<table border="1"> <tr> <td>公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)</td> <td>◎</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、家庭ごみ等の一般廃棄物については区市町村に処理責任があるため、今後も区が計画を定めて適切な処理を行っていく必要があります。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	収集車延べ台数(台)			指標2	不燃ごみから回収した有用金属の量			指標3	戸別訪問収集実施件数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	14,800	14,905	100.7%	平成29年度	576	565	98.1%	平成29年度	520	501	96.3%
	平成30年度	15,280	15,548	101.8%	平成30年度	576	534	92.7%	平成30年度	520	534	102.7%
	令和元年度	15,550	—	—	令和元年度	576	—	—	令和元年度	552	—	—
指標から見た事業の成果	・分別区分の異なるごみを除き、収集日当日に全てのごみが収集できるよう体制を確保しています。 ・不燃ごみに含まれる有用金属をピックアップ回収し、埋立処分場の延命化やごみの減量、資源の循環利用を推進しています。 ・ごみを自力で集積所まで運べない高齢者世帯や障害者世帯の在宅での生活を支援しています。											

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	(事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) ・区内の人口増加により、今後もごみ量は増加が見込まれるため、区では民間のごみ収集車も活用してコスト削減を図りながら、生活環境の保全を図っています。 ・有用金属のピックアップ回収により、ごみの減量と資源の循環利用を推進しています。回収した金属は民間に売却しています。 ・自力でごみ集積所までごみを運ぶことが困難な高齢者世帯等、戸別訪問収集を希望する全ての区民にサービスを提供できています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳(千円)								決算状況(千円)		
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	631,612	30%	189,333	0	0	442,279	-5,932	-20,000	605,680	602,271	99%
	平成30年度	663,704	57%	380,416	0	0	283,288	-3,519	0	660,185	653,085	99%
	令和元年度	674,756	51%	345,483	0	0	329,273	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況	区内人口の増加等に伴い、可燃ごみ量が増えているため、民間に委託しているごみ収集車(雇上車)のコストが増加傾向にあります。											
評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い									
③事業の効率性	◎											
③事業の効率性評価の理由	(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 可燃ごみや不燃ごみの収集については、年末年始のごみ量の増加にも柔軟に対応できるよう、民間のごみ収集車(雇上車)も活用しながら、コスト削減に努めています。 また、曜日により可燃ごみの収集量に偏りがあったことから、曜日ごとのごみ量の平準化や収集エリアの見直しを平成27年3月に実施し、小型プレス車を3台減車する等、効率化を図っています。											

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	家庭ごみについては、今後も区が安定的に収集を行い、生活環境の保全を図っていく必要があります。 一方で、引き続き区内人口の増加が見込まれることから、現在、区の収集を利用している区内の事業者が排出する一般廃棄物については、民間事業者へ収集を委託するよう働きかけを行っていきます。 また、戸別訪問収集については高齢者や障害者の見守りの役割も果たしていることから、今後も事業を継続して区民サービス向上に努めていきます。
総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の実施内容(又は廃止後の対応)を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更(一部廃止、縮小を含む) ・「統合」：他事業と統合	

評価対象			
事務事業名	粗大ごみ収集	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要	
事業の目的	<p>区民から排出される、粗大ごみを適切に収集し、中継施設に運搬します。</p> <p>また収集した粗大ごみの中から、家電製品や自転車等を金属として、木製粗大ごみを建材等に使用される「パーティクルボード」（木質廃棄物を破碎、成型し、板にしたもの）にリサイクルしています。</p>
事業の対象	区民（在住者）
事業の概要	<p>家庭から出る家具等の大きなごみ（おおむね30cm以上のもの）は、粗大ごみとして有料で収集しています。</p> <p>粗大ごみの収集の申込みの受付及び収集運搬を業務委託で行っています。</p> <p>①排出者は受付センターに申込みを行います。（電話またはインターネット）</p> <p>②排出者は受付の際に案内する品目ごとに決められた有料の粗大ごみ処理券を貼付の上、玄関前など決められた場所に排出します。</p> <p>③区は小型ダンプ車や軽小型ダンプ車を使用して収集し、中継施設に搬入します。なお、収集は日曜日も行っています。</p> <p>④収集した粗大ごみは、中継施設において金属等の資源を回収した上で、大型車両に積替えて東京二十三区清掃一部事務組合の粗大ごみ破碎処理施設に搬入します。</p> <p>⑤平成27年2月から、芝浦清掃作業所への自己持込み（申込者が直接、粗大ごみを持込む）の受入れを開始しました。</p> <p>⑥平成28年4月から、中継施設において木製粗大ごみを選別し、民間処理施設に搬入してリサイクルしています。</p>
根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価	
開始当時の背景・これまでの経緯	平成12年4月 清掃事業が東京都から区に移管され現在に至る。
評価	<p>A 高い</p> <p>B どちらともいえない</p> <p>C 低い</p>
評価の着眼点	<p>公益性 （情勢変化により区が実施する意義に変化はないか）</p> <p>◎</p> <p>今日性 （情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか）</p> <p>◎</p>
①事業継続の必要性	◎
①事業継続の必要性評価の理由	<p>（歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか）</p> <p>粗大ごみは増加傾向にあり、可燃ごみ等の収集と同様に環境美化の観点からも区民生活に欠くことのできないもので、継続する必要があります。</p>

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	収集重量 (t)			指標2	収集車延べ台数 (台)			指標3	金属・木材等資源回収量 (t)		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	2,277	2,204	96.8%	平成29年度	2,139	2,206	103.1%	平成29年度	650	692	106.5%
平成30年度	2,314	2,388	103.2%	平成30年度	2,277	2,262	99.3%	平成30年度	661	764	115.6%	
令和元年度	2,507	—	—	令和元年度	2,277	—	—	令和元年度	716	—	—	

指標から見た事業の成果
 ・収集量の増加に対応するため、平成30年度から4台体制（平成29年度までは3台＋臨時車）で収集しています。また直接持込みを1日200点から400点に拡大しました。
 ・収集量の約31%を資源回収しています。資源回収量の約50%は木材です。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 粗大ごみは増加傾向にあります。収集体制の見直し、直接持込み点数の拡大により、受付から2週間以内で収集するように努めています。平成22年度からは、高齢者・障害者世帯を対象に粗大ごみの運び出しを実施しています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳 (千円)								決算状況 (千円)	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	219,446	100%	219,446	0	0	0	5,291	0	224,737	224,613	100%
平成30年度	233,035	36%	83,535	0	0	149,500	0	0	233,035	232,668	100%
令和元年度	240,121	51%	123,220	0	0	116,901	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
 粗大ごみについては、収集から中間処理、再資源化に至るまで全ての業務を民間に委託しています。人件費の高騰により、委託経費は増加しています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 粗大ごみ収集の申込み受付は、14区が利用する民間事業者に委託し、電話オペレーターを共有する等、スケールメリットを生かしコストの削減に取り組んでいます。 木製粗大ごみの中間処理については、中継施設である新堀粗大ごみ中継所の敷地面積が狭いため、区外の民間事業者に委託しています。今後もコスト意識を持って、効率的な執行体制について検討していきます。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	粗大ごみの収集量は年々増加しており、受付から収集まで時間を要しています。できる限り収集までの日数を短縮できるよう努め、継続して実施します。
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------

評価対象			
事務事業名	動物死体処理	開始年度	平成 12 年度
所属	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所運営係	種別	—
所管課長	環境リサイクル支援部みなとりサイクル清掃事務所長		
基本政策	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる		
政策名	(7) 循環型社会の構築による活力ある都心づくりを進める		
施策名	③ ごみの適切で効率的な収集・運搬・処理		

事業概要	
事業の目的	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、飼主や土地の占有者等から引取り依頼のあった動物死体を区が回収して、適切に処分することで生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ります。
事業の対象	25kg未満の動物死体のうち、飼主や土地の占有者等から引取り依頼のあったもの及び都道上のものが対象です。
事業の概要	飼主から区に引取り依頼のあった動物死体は、1頭につき2,600円の動物死体処理手数料を徴収の上、区が委託する民間事業者が自宅等から直接、回収しています。 土地の占有者等から区に引取依頼のあったペット以外の動物死体については、無料で委託事業者が回収しています。 また、東京都からの委託を受けて、みなとりサイクル清掃事務所の業務時間内に区内の都道上で発見された動物死体についても、区の委託事業者が回収しています。 回収した動物死体は動物専門の埋葬業者に引渡し、合同火葬した後に動物慰霊碑に合同埋葬しています。
根拠法令等	港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例、港区廃棄物の処理及び再利用に関する規則

【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価									
開始当時の背景・これまでの経緯	平成12年4月に東京都から移管された事業です。								
評価	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;">A 高い</td> <td style="text-align: center;">B どちらともいえない</td> <td style="text-align: center;">C 低い</td> </tr> </table>	A 高い	B どちらともいえない	C 低い					
A 高い	B どちらともいえない	C 低い							
評価の着眼点	<table border="0"> <tr> <td style="width: 100px;"> 公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか) </td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td> 今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか) </td> <td style="text-align: center;">◎</td> <td style="text-align: center;"> </td> <td style="text-align: center;"> </td> </tr> </table>	公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎			今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎		
公益性 (情勢変化により区が実施する意義に変化はないか)	◎								
今日性 (情勢変化により区民ニーズとの不整合はないか)	◎								
①事業継続の必要性	◎								
①事業継続の必要性評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 道路や敷地内でへい死したペット以外の動物死体については、一般廃棄物にあたるため、区が引き続き、適正に処理を行っていく必要があります。 また、死亡したペットについても、区民からのニーズもあり、今後も一定の回収量が見込まれることから、事業の継続は必要です。								

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価

②事業の効果性に係る評価

事業の成果	指標1	ペット（有料） （単位：頭）			指標2	ペット以外（無料） ※都道分を除く（単位：頭）			指標3	都道（都から委託） （単位：件）		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成29年度	120	145	120.8%	平成29年度	350	356	101.7%	平成29年度	60	112	186.7%
平成30年度	110	122	110.9%	平成30年度	340	422	124.1%	平成30年度	60	116	193.3%	
令和元年度	110	—	—	令和元年度	307	—	—	令和元年度	60	—	—	

指標から見た事業の成果
実績は年度によるばらつきがあり、最近では当初予定の件数を上回る傾向が見られるものの、区民等からの動物死体の回収依頼には全て対応できており、生活環境の保全と公衆衛生の向上が保たれています。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
②事業の効果性	◎		
②事業の効果性評価の理由	（事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か） 年末年始を除き、みなとりサイクル清掃事務所で連絡を受けた当日に動物死体の回収が出来ており、区民ニーズに的確に対応しています。		

③事業の効率性に係る評価

事業費の状況	年度	予算状況の内訳（千円）								決算状況（千円）	
		当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額
平成29年度	9,337	84%	7,851	0	0	1,486	1,755	0	11,092	11,073	100%
平成30年度	9,331	86%	8,018	0	0	1,313	3,546	0	12,877	12,180	95%
令和元年度	9,330	86%	8,012	0	0	1,318	—	—	—	—	—

事業費から見た事業の状況
動物死体の回収頭数は年々増加傾向にあります。

評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
③事業の効率性	◎		
③事業の効率性評価の理由	（費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか） 回収、運搬・処理（埋葬）は民間業者に委託しており、手法は適切と思われます。動物死体処理手数料については、令和3年度のごみ処理手数料の改定に合わせて、適正な水準となるよう見直しを検討します。		

【ステップ3】
総合評価

○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 統合 ○ 廃止

本事業に係る所管課の意見	動物死体の回収は、生活環境の保全と公衆衛生を維持し、環境美化を図るため、今後も区が担う必要があります。
総合評価に係る具体的な理由（根拠）と来年度の実施内容（又は廃止後の対応）を記載します。 ・「拡充」：レベルアップ ・「継続」：現状維持 ・「改善」：対象範囲、事業規模、実施方法等の変更（一部廃止、縮小を含む） ・「統合」：他事業と統合	